

～10年間のまちづくり～

# 登別市総合計画・第4期基本計画（第1章・第2章）

問い合わせ 企画調整グループ（☎01122）

登別市は、平成8年度に、50年先のまちのあるべき姿を『登別市総合計画基本構想』にまとめ、さらにその実現にあたっては10年ごとに、具体的なまちづくりの方向性などを示す『基本計画』を策定し、これに基づき各分野の施策を推進しています。

このたび、第4期目となる令和8年度から令和17年度までの10年間に取り組む施策の方向性などを示した『総合計画・第4期基本計画』を策定しました。

今号では、本計画の第1章『やさしさと共生するまち』第2章『自然とともに暮らすまち』について紹介します。

## 第1章『やさしさと共生するまち』

第1章は、『誰もが安心して暮らせるまちをつくる』、『市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる』、『安心して子どもを産み育てられるまちをつくる』、『誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現』の4つの政策で構成し、政策の実現に向けた『政策の実現に向けた施策』、『施策の基本的な方向』を示しています。

### 第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

#### 地域で支え合う福祉活動の確立

市民が互いに助け合い、誰もが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域ぐるみで支え合う仕組みをつくります。

##### 基本的な方向1

##### 地域福祉の推進

- ①地域福祉の推進に向けた意識の醸成
- ②地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実
- ③包括的な支援体制の構築

複合的な困りごとを抱える世帯などへの包括的な支援体制の構築を進めます。

#### 暮らしの安心を支える制度

国民健康保険や後期高齢者医療などの公的医療保険制度や国民年金などの社会保障制度を適切に運営し、市民の暮らしの安心を支えます。

##### 基本的な方向1

##### 安心を支える確かな制度

- ①社会保障制度の適切な運用等

#### 高齢者福祉の確立

住み慣れた地域で健康で安心して生活を送る高齢者を増やします。

##### 基本的な方向1

##### 長寿社会の基盤づくり

- ①高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実
- ②高齢者の健康づくり活動の支援
- ③高齢者の生活を支える取組の推進

##### 基本的な方向2 高齢者福祉の充実

- ①生活支援体制の充実
- ②認知症高齢者等の支援
- ③高齢者の虐待防止対策・権利擁護の推進
- ④地域包括支援センターによる総合的支援の推進
- ⑤介護保険サービスの提供体制の整備

#### 自立した暮らしへの支援

生活基盤の弱い立場にある市民の生活の安定と自立の促進を図ります。

##### 基本的な方向1

##### 自立した暮らしへの支援

- ①生活安定対策の推進
- ②ひとり親家庭への支援

#### 障がい者（児）福祉の確立

住み慣れた地域で自立した生活を送る障がい者（児）を増やします。

##### 基本的な方向1

##### 障がい者（児）への理解

- ①心のバリアをなくす市民意識の醸成

##### 基本的な方向2

##### 障がい者（児）の自立支援

- ①生活支援の充実
- ②相談支援体制の充実
- ③ボランティアの育成支援
- ④療育体制の充実
- ⑤就労支援の充実
- ⑥生活環境の整備

##### 基本的な方向3

##### 障がい者（児）の社会参加の促進

- ①障がい者団体等の活動支援
- ②文化スポーツ活動の支援と指導者の育成
- ③障がい者（児）への情報提供の充実

障がいの種別や特性に配慮した情報伝達機器の普及や情報提供機会の充実を促進します。

## 第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる

### 市民の主体的な健康づくり意識の確立

自らの健康は自らが守るという意識を醸成し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康で元気に生活できる期間（健康寿命）を延ばします。

#### 基本的な方向1 健康づくり運動の推進

- ①適切な生活習慣の普及
- ②食を通じた健康づくりの推進  
あらゆる世代を対象に、食を通じた健康づくりである『食育』を推進します。

### 地域医療の充実

地域医療体制を確保するとともに、救急医療体制を整備し、いつでも適切な医療サービスを受けられるよう地域医療の充実を図ります。

#### 基本的な方向1 地域医療体制の確保

- ①地域医療体制の確保  
医療現場の現状や課題を把握し、医療機関の役割分担と連携の促進に努め、持続可能な地域医療体制の確立を図ります。
- ②包括的な医療等サービスの提供

#### 基本的な方向2 救急医療体制の整備

- ①救急医療体制の整備

### 保健予防活動の充実

ライフステージ（生涯各期）に応じた適切な保健予防活動の充実を図り、市民の生涯にわたる心身の健康の確保に努めます。

#### 基本的な方向1 成人保健の充実

- ①各種検診の充実と受診率の向上
- ②生活習慣病の予防に向けた特定健診・特定保健指導の充実

#### 基本的な方向2

#### 予防医療（感染症対策）の充実

- ①感染症の知識の普及啓発  
新たな感染症等の発生時には、その感染対策等に的確かつ迅速に対応します。
- ②予防接種の接種率の向上

#### 基本的な方向3 自殺予防対策の充実

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺予防に関する知識の普及啓発と人材の育成

職員や市民などを対象とした自殺予防に関する研修を開催し、ゲートキーパーを養成するなど、自殺対策を支える人材の育成に努めます。



## 第3節 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

### 子育ての不安と負担の軽減

安心して子どもを産み、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して子育てする人の不安と負担を軽減します。

#### 基本的な方向1 地域での子育て支援

- ①地域子育て支援拠点の充実
- ②子育てについての相談及び学習、体験機会の充実
- ③妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援の充実

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近に相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援を行う伴走型相談支援の充実を図ります。

#### 基本的な方向2 子育て環境の整備

- ①保育所、幼稚園及び認定こども園等における保育及び幼児教育の充実
- ②民間活用による柔軟な保育・教育環境の整備（認定こども園の推進）  
就学前のこどもに保育および幼児教育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能をもった『幼保連携型認定こども園』の整備を推進します。
- ③児童館・放課後児童クラブ等の充実

#### 基本的な方向3 母子保健の充実

- ①妊娠期・乳幼児期における健診体制及び保健対策の充実

#### 基本的な方向4

#### 経済的負担等の軽減の支援

- ①医療費、保育料、教育費等の支援  
第2子の保育料の将来的な無償化に向けた取り組みを進め、家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ②こどものいる家庭等への経済的支援等の充実

### こどもの権利が尊重される社会の実現

『こどもの権利』について、当事者であるこどもを含め、全ての市民に正しく理解してもらえよう、周知・啓発に努め、こどもの権利が尊重される社会の実現を目指します。

#### 基本的な方向1

#### こどもの権利擁護の推進

- ①相談支援体制の充実
- ②児童虐待の適切な対応
- ③こどもの養育環境の充実  
こども食堂や地域の子育てサロンなどのこどもに関する活動や市内里親の知見を活用するなど、地域と連携した養育環境の充実に努めます。



## 第4節 誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現

### 互いの個性や人権が尊重される地域社会の実現

性別に関わらず、すべての人の人権が尊重される社会を実現します。

#### 基本的な方向1 男女共同参画社会の推進

- ①意識変革のための普及啓発活動の推進
- ②配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実
- ③女性の地域活動・市民活動への参画及び各種審議会等への登用促進

#### 基本的な方向2 人権尊重社会の実現

- ①人権尊重に向けた環境整備
- ②性の多様性に配慮した環境整備  
性的マイノリティに対する差別や偏見のない社会を目指して、さまざまな媒体を通じ性の多様性に対する理解を促進するための普及・啓発に努めます。

## 第2章『自然とともに暮らすまち』

第2章は、『環境への負荷の少ないまちづくり』、『自然を生かした潤いのあるまちづくり』、『安全に安心して暮らせるまちづくり』の3つの政策で構成しています。

### 第1節 環境への負荷の少ないまちづくり

#### 地球環境にやさしいまちづくりの推進

市民・事業者・行政の各主体それぞれが環境意識を持ち、連携・協力しながら、日々の生活や事業活動において環境に配慮した取り組みを行い、二酸化炭素の排出量の削減を目指します。

#### 基本的な方向1

##### 地球温暖化対策の推進

- ①温室効果ガスの排出抑制の普及啓発とその実践  
脱炭素に関する情報の発信などにより、環境にやさしい生活様式や実践活動の普及啓発を図ります。
- ②省資源・省エネルギー対策の普及啓発とその実践
- ③再生可能エネルギーの利用の普及啓発とその実践

#### 持続可能な循環型社会の推進

ごみの減量化やリサイクルに取り組むとともに、廃棄物の適正な処理を行い、循環型社会の構築を目指します。

#### 基本的な方向1 廃棄物の減量

- ①ごみの排出抑制の普及啓発とその実践  
プラスチック類ごみの新たな分別収集の実現可能性を調査研究し、排出抑制を検討します。

#### 基本的な方向2 循環型社会の形成

- ①リサイクルの普及啓発とその実践
- ②一般廃棄物処理施設の適正な維持管理
- ③産業廃棄物処理施設の適正な管理・指導

#### 住み続けられる快適なまちづくりの推進

環境負荷の軽減と良好な生活環境の保全を図るため、不法投棄対策を講じるとともに、生活排水などの適正な処理を行います。

#### 基本的な方向1

##### きれいで住み良いまちづくりの推進

- ①不法投棄の防止
- #### 基本的な方向2
- ##### さわやかで静かな環境の確保
- ①公害監視体制の整備
- #### 基本的な方向3
- ##### 水質環境の保全対策の推進
- ①持続可能な下水道事業の推進
  - ②し尿投入施設の適正な維持管理

#### 環境教育の推進

環境意識の醸成を図り、各主体が環境に配慮した生活などを実践できるように、さまざまな世代に対して環境教育を推進します。

#### 基本的な方向1 環境保全等に係る生涯学習の推進

- ①環境保全の意識啓発  
子どもたちの環境に対する意識を育むため、学校などにおける環境教育の推進に努めます。
- ②環境に配慮した消費行動の普及啓発
- ③環境保全団体との情報交換等の促進

### 第2節 自然を生かした潤いのあるまちづくり

#### 人と自然が共生するまちづくりの推進

豊かな自然を守り、自然環境に関する理解を深めるため、適正な保全を図るとともに、自然と触れ合える環境づくりに努めます。

#### 基本的な方向1 優れた自然の保全

- ①適切な自然環境保全の推進
- ②森林の保全
- ③水質環境の保全
- ④河川・海岸沿いの環境保全

#### 基本的な方向3 自然とのふれあいの推進

- ①地域の自然資源を活用した自然とのふれあいの推進
- ②親水空間の保全と創造

#### 基本的な方向2

##### 多様な野生生物の生育・生息環境の保全

- ①生態系及び生物の生育・生息環境の保全  
動物の愛護に努めるよう、広く周知・啓発を図ります。また、外来種が捨てられ生態系を乱すことや多頭飼育による動物の健康阻害などの防止・軽減、その他動物の本能や習性などを理解して適正な飼養管理を行うよう、飼い主に対する意識啓発などを行います。
- ②野生生物の情報の把握及び発信



## 第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり

### 総合防災対策の推進

災害に備えた心構えなどに関する普及啓発を強化し、地域の防災力の向上を図るほか、治山・治水・雨水対策を総合的に実施し、災害被害の防止に努めます。

#### 基本的な方向1 防災計画の推進

##### ①防災計画の整備

過去の災害から得た経験を踏まえることはもちろん、JR北海道などとの線路横断避難の協議状況などを踏まえ、登別市地域防災計画や各種防災計画などを適宜見直します。

##### ②国民保護計画の推進



#### 基本的な方向2 防災意識の向上

##### ①防災訓練の実施

##### ②防災意識の普及啓発強化

#### 基本的な方向3 防災体制の充実

##### ①防災施設及び設備の整備・適正管理

##### ②防災情報体制の推進

##### ③地域における防災体制の推進

防災に関する制度や避難所、避難場所、避難路などについて地域との情報共有に努めます。

##### ④非常用備蓄品の整備

##### ⑤相互応援や多様な機関等との連携協力の推進

自ら避難することが困難な要配慮者の避難行動を支援するため、個別避難計画の作成に努め、支援の強化を推進します。

#### 基本的な方向4 治山対策の推進

##### ①治山事業の推進

#### 基本的な方向5 治水・雨水対策の推進

##### ①治水事業の推進

##### ②雨水・浸水対策事業の推進

### 消防・救急救命体制の充実

火災予防活動の強化や消防団の活性化など、消防力を強化し、火災による被害の軽減に努めるとともに、今後も増加が見込まれる救急需要に対応した救急救命体制の整備を図ります。

#### 基本的な方向1 火災予防活動の推進

##### ①防火意識の普及

##### ②防火査察の徹底

##### ③消防団の活性化

#### 基本的な方向2 消防力の強化・高度化

##### ①市民の命を守る消防体制の堅持

通信指令業務の共同運用など、近隣消防との連携を深めることで、将来にわたって持続可能な消防体制を整備、確立していきます。

##### ②救急救命体制の整備

##### ③消防水利の適正化

耐用年数が経過した消防水利施設の計画的な整備、更新を行います。



### 心配ごと・困りごとの解消

市民相談に適切に対応するとともに、専門家による相談の機会を提供することで、市民の困りごとの解消を図ります。

#### 基本的な方向1 市民相談の充実

##### ①市民相談体制の充実

### 交通安全の推進

交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備や維持管理の推進を図り、交通事故の防止に努めます。

#### 基本的な方向1 交通安全意識の高揚

##### ①交通安全に関する意識啓発の強化

#### 基本的な方向2 交通安全施設の整備

##### ①交通安全施設の整備・維持

### 安全安心なまちづくり

市民の生命、身体および財産を守る安全安心なまちづくりを目指します。

#### 基本的な方向1 命と暮らしを守るまちづくりの推進

##### ①地域ぐるみ防犯活動の推進

##### ②空家等対策の推進

空家等の解消を促すとともに、適正に管理されていない空家等については、所有者などに対し改善などの措置を講じるよう指導などを行い、周辺への危害などを緊急的に回避する必要がある場合や所有者などが不明な場合は必要に応じ、必要最低限の応急措置を図ります。

#### 基本的な方向2 恒久平和の推進

##### ①平和なまちづくりの推進

#### 基本的な方向3 葬斎場・墓地の整備

##### ①葬斎場の効率的な運営

##### ②墓地の整備

### 安全な消費生活の確保

消費生活展などを通じて消費生活の正しい知識の周知などに取り組み、トラブルの未然防止やトラブルが発生した際に迅速かつ的確に解決へと導くことに努めます。

#### 基本的な方向1 消費者対策の充実

##### ①消費者意識の啓発及び学習機会の充実

##### ②消費者相談機能の充実



総合計画・第4期基本計画の本編など、詳しい内容は市公式ウェブサイトに掲載していますのでご覧ください。

また、広報のぼりべつ6月号では第3章・第4章について紹介します。

